

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 小松島市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、同条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、排除措置命令又は納付命令(以下「原処分」という。)に不服があるとして審判の請求を行い、審判手続が開始された後において、独占禁止法第52条第4項の規定により当該審判の請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該原処分が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第66条の規定による審決(違反行為がなかったとして同条第3項の規定により原処分の全部を取り消す場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (5) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えが取り下げられたとき。
- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後請負代金額。以下同じ。）の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。